

胎児性水俣病患者は今 放置された世代

1. 水俣病被害の補償・救済制度

発生当初「奇病・伝染病」

法律による補償救済の始まりー公害としての「水俣病」ー

総合対策医療事業・水俣病被害者特別措置法による救済ー救済による責任放置ー

2. 放置されていた患者の認定

3. 被害者の闘いの継続

4. 胎児性水俣病患者

水俣病の差別の中で生きる

親たちの思い

医療と施設の中で生きる

胎児性水俣病患者が担った役割